

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課)

ページ
一

号外(一) 平成二十七年七月九日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一公共交通課の項及び都市公園課の項を削り、同表水道企業課の項の次に次のように加える。

都市公園課	都公
公共交通課	公交

別表第一リニア推進事務所の項を削り、同表に次のように加える。

リニア推進事務所	リ推
----------	----

附則

この訓令は、平成二十七年七月九日から施行する。

平成二十七年七月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社